

日本脳炎ワクチンの予防接種を受ける方へ

【 苫小牧市健康支援課 ☎ 0144-32-6407 】

1 日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され、ウイルスを持った蚊に刺されることで感染します。ヒトからヒトへの感染はありません。7～10日間の潜伏期間を経て、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。脳炎のほか、髄膜炎や夏風邪のような症状で終わる人もいますが、脳炎にかかった場合の致命率は約20～40%とされており、治った後に神経の後遺症を残す例が多くみられています。

2 日本脳炎ワクチンについて

現在国内で使用されている日本脳炎ワクチンは、ウイルスの毒性を無くした不活化ワクチンです。北海道では平成28年4月から定期接種となりました。

3 副反応について

副反応としては、発熱や局所の腫脹（はれ）がみられることがあります。なお、重篤な副反応の発生頻度は、0.0007%（※）となっています。 ※平成25年4月1日から令和5年9月30日までの数値

4 接種スケジュールについて

- 日本脳炎ワクチンは、合計4回接種します。
- 日本脳炎ワクチンは、生年月日によって接種スケジュールが異なります。次のⅠ～Ⅲのうち、どのパターンに該当するか必ずご確認ください。

平成21（2009）年10月2日以降に生まれた方

→ 【パターンⅠ】をご覧ください。

平成19（2007）年4月2日～平成21（2009）年10月1日生まれの方

→ 【パターンⅡ】をご覧ください。

令和5年度以降は、パターンⅡのお子さんはすでに対象年齢を過ぎているため、定期接種の対象とはなりません！

平成19（2007）年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

→ 【パターンⅢ】をご覧ください。

定期予防接種は、原則として住民登録をしている自治体の医療機関で実施します。帰省や進学等により苫小牧市外で接種する場合には、事前に手続きが必要となりますので、健康支援課（☎：0144-32-6407）へご連絡ください。

また、大学進学等に伴い、苫小牧市から転出（住民票を異動）した場合は、転出先の自治体で予防接種を受けることとなります。夏休み等で帰省した際に苫小牧市で接種するなどの場合は、転出先の自治体で事前に手続きが必要となりますのでご注意ください。

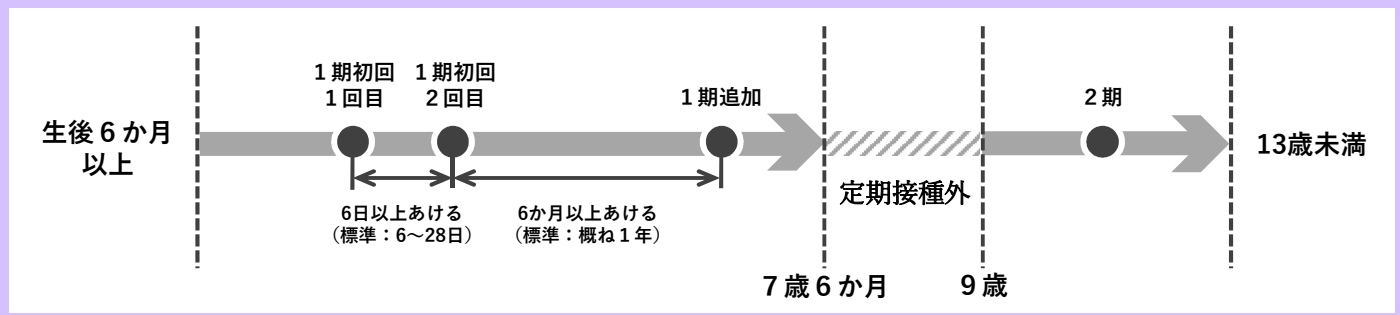
パターンⅠ

平成21（2009）年10月2日以降に生まれた方

7歳6か月になるまでに、1期として3回（初回①・初回②・追加）、9歳以上13歳未満の間に、2期として1回の合計4回接種してください。

【定期予防接種として受けられる期間】

1期	初回	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>2回接種</u> 【標準的な接種時期】3歳になってから4歳に至る（誕生日の前日）まで
	追加	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。 【標準的な接種時期】4歳になってから5歳に至る（誕生日の前日）まで
2期	9歳になってから13歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> 【標準的な接種時期】9歳になってから10歳に至る（誕生日の前日）まで	



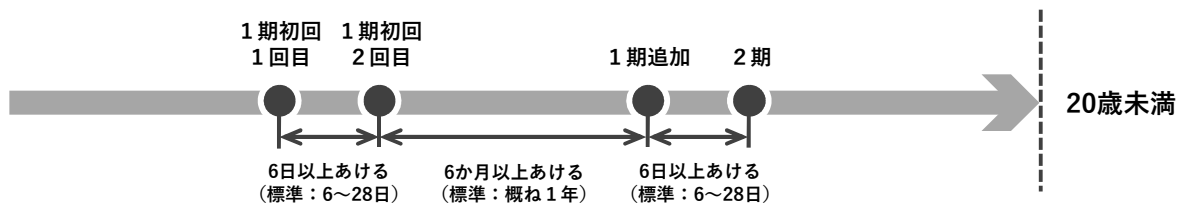
パターンⅢ

平成19（2007）年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

20歳になるまでに、1期として3回（初回①・初回②・追加）と、2期として1回の合計4回接種してください。

【定期予防接種として受けられる期間】

1期	初回	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>2回接種</u>
	追加	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。
2期	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u>	



※20歳を過ぎたあとの救済措置はありません。

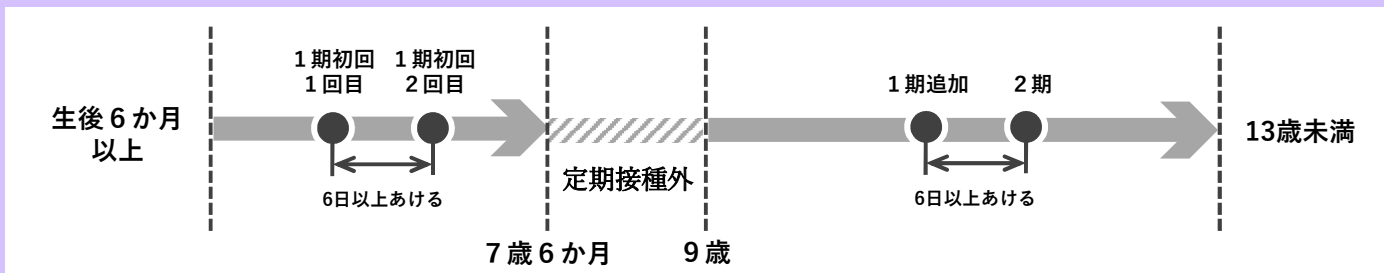
基本的には、パターンⅠと同じになりますが、7歳6か月までに1期3回分（初回①・初回②・追加）を接種することができなかった場合、接種できなかった分を9歳以上13歳未満の間に接種することができます。1期終了後、2期として1回接種してください。

令和5年度以降は、パターンⅡのお子さんはすでに対象年齢を過ぎているため、定期接種の対象とはなりません！

【定期予防接種として受けられる期間】

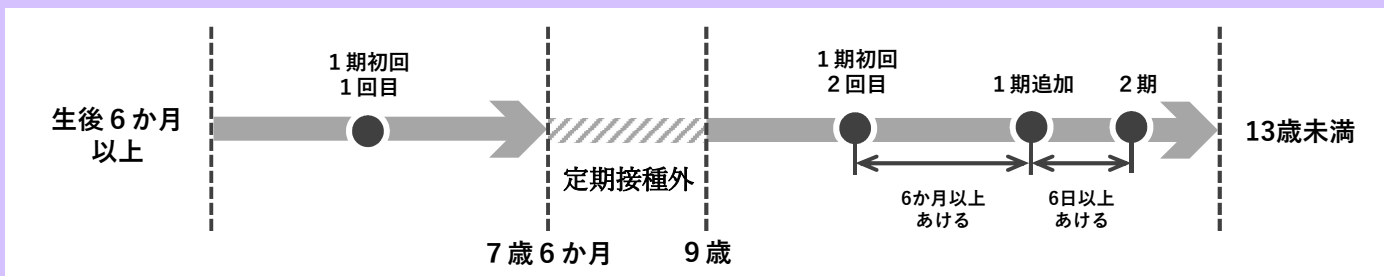
1期	初回	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに2回接種
	追加	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに1回接種 ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。
【特例措置】1期の不足分を2期（9歳以上13歳未満）の期間に接種することが可能。		
2期	9歳になってから13歳に至る（誕生日の前日）までに1回接種	

【例1】7歳6か月までに1期を2回（初回①・初回②）接種可能な場合

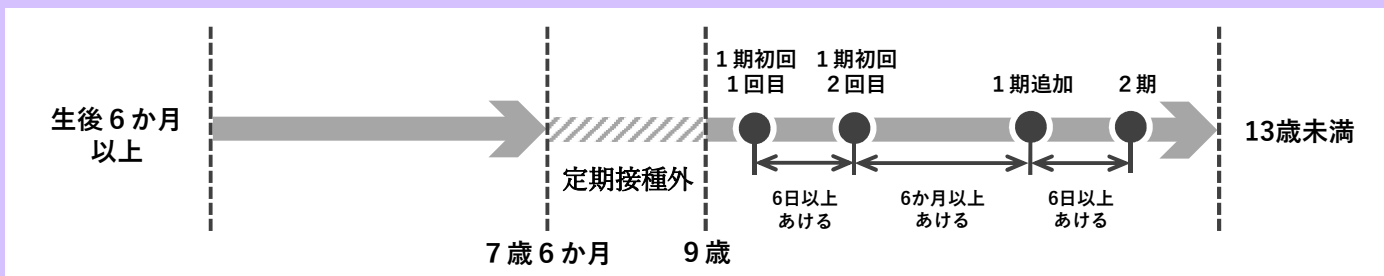


【例2】7歳6か月までに1期を1回（初回①）接種可能な場合

※実施規則上は接種可能ですが、1期初回1回目と2回目の間隔があきすぎることから、確実に免疫を獲得するために例1又は例3での接種をお勧めします。



【例3】7歳6か月までに1期を一度も接種していない場合



《 予防接種救済制度について 》

万が一、定期予防接種が原因で健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済制度があります。この救済制度の請求について、厚生労働省が予防接種との因果関係を認定した場合、国の定める医療費、医療手当等の給付を受けることができます。

予防接種を受ける前の注意事項

予防接種を受ける前のチェック項目

- お子さんの体調はよいですか。
- 今日受ける予防接種について、必要性や効果及び副反応など理解していますか。
わからないことがあれば、質問をメモしておきましょう。
- 『母子健康手帳』は持っていますか。
- 予診票の記入は済みましたか。
- 保護者の方が同伴できない場合には、代理人の方に委任状を渡しましたか。

次のような方は予防接種を受けられません

- 【1】 接種会場（医療機関）で測定した体温が37.5℃以上のお子さん
- 【2】 重とくな急性疾患にかかっていることが明らかなお子さん
- 【3】 その日に受ける予防接種によって、または予防接種に含まれる成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあるお子さん（※「アナフィラキシー」とは、通常接種後30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。）
- 【4】 その他、医師が不適当な状態と判断した人

次のような方は予防接種を受ける前にお医者さんとよく相談してください

- 【1】 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けているお子さん
- 【2】 予防接種で、接種後2日以内に発熱の見られたお子さん及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常が見られたお子さん
- 【3】 過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがあるお子さん
 - けいれん（ひきつけ）の起こった年齢、そのとき熱があったか、その後起こったか、受けるワクチンの種類などで条件が異なります。必ず、かかりつけ医と事前によく相談しましょう。
- 【4】 過去に免疫不全の診断がなされているお子さんや近親者に先天性免疫不全症の者がいるお子さん（例えば、赤ちゃんの頃、肛門の周りにおできを繰り返すようなことがあった方の場合）
- 【5】 ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗菌薬、安定剤などが入っているものがあるので、これらにアレルギーがあるといわれたことのあるお子さん

予防接種を受けた後の注意事項

- 【1】 接種を受けたあと30分間程度は、接種した医療機関でお子さんの様子を観察するか、先生とすぐに連絡を取るようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- 【2】 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 【3】 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。
- 【4】 接種当日は、激しい運動は避けましょう。
- 【5】 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。
- 【6】 異なるワクチンの予防接種を受けるまでに必要な間隔は次のとおりです。

異なるワクチンの接種間隔パターン

※以下のパターンは、あくまでも異なるワクチンを接種する場合の接種間隔です。
同一ワクチンの接種間隔は、各ワクチンごとに定められた接種間隔に従ってください。

